公正価値会計の「信頼性」欠如の問題考察

宮　本　幸　平

1. は じ め に

これまでの考察において，目的論的関連の観点に依拠して公正価値会計制度に内在する問題が明らかにされ，最重要の課題が「信頼性」（reliability）の欠如にあることが示された。アメリカの会計制度においては，歴史的原価と公正価値のいずれが優位であるかが，信頼性と目的適合性のトレード・オフ関係に基づいて論じられ，公正価値が歴史的原価よりも目的適合的と結論付けられている（藤井［2011］29頁）。こうした流れを受け，改訂概念フレームワークが FASB/IASB において2010年に公表され，「信頼性」に換わる「忠実な表現」（faithful representation）が，財務情報の質的特性として基本的特徴の一つに位置付けられている。

しかしながら，FASB や IASB における信頼性概念の後退措置に対しては，多くの反対意見が寄せられている（FASB/IASB［2007］pars. 56-57）。わが国でも同様の意見が見られ，信頼性およびその下位概念である「検証可能性」（verification availability[1)]）を基本的特質から除外すれば，投資家の会計数値に対する信頼を低下させることに繋がり，会計情報の「意思決定有用性」（decision- usefulness）を減少させることが問題提起されている（ASBJ［2008］8－9頁）。

こうした問題の提起を受け，本稿では，特定の社会科学的研究方法を決めてそれに沿いながら，信頼性欠如の問題に対して「目標仮説」を設定することを主たる目的とする。まず第２節で，提起された問題点に対して規範演繹的研究を行うという，一連の社会科学的研究方法につき説明する。ここにおいて，「目標仮説」を設定する意義が説明される。次に第３節で，信頼性欠如の特質が伏在する，公正価値会計制度の実定基準を概観する。そして以上を踏まえて第４節で，先行研究を敷衍しながら，公正価値会計制度に内在する当該問題の本質を明らかにし，第５節で，本研究における目標仮説を設定する。

2．制度に内在する問題考察の社会科学的方法

これまでの考察（例えば宮本［2019］）で示されたとおり，目的論的関連（目的－手段の関係）の観点によれば，制度設計における問題提起を行うことができる。目的論的関連（目的－手段の関係）の観点によれば，制度設計における問題提起を行うことができる。そして，当該提起が達成された後に実施されるのは，当該問題の考察と結論導出とである。

会計研究においては，問題点に対する「当為」（いかにあるべきか）と当該根拠の提示がしばしば重視され，これらの正当性を示すためには，「目標仮説」の設定が有効手段となる（徳賀［2012a］，１頁）。そして当該仮説をもとに，経験に頼らず特定の理論から演繹的な推論のみで論理的に必然的な結論に到達しようとする「規範演繹的研究」と，目標仮説と帰納的に観察された事実との乖離の大きさを指摘してその解決策を提示する「規範帰納的研究」のいずれかによって，会計の普遍的な説明を達成することが可能となる（徳賀［2012b］，144頁）[2)]。

ここで，本考察において目途とするのは，公正価値会計に対する意思決定有用性の存在有無を検証することである。そのための結論導出過程においては，国内外で既に規制・施行されている諸概念および会計基準が援用されることになる。したがって本考察では，前提となる諸規定から個別的結論を導出する研究方法である「規範演繹的研究」により必然的結論に到達するのが，妥当な方法の一つになる。

そして，上記によれば，当為とその根拠の正当性を示すために，「目標仮説」を設定することが有効手段となる。そのため「目標仮説」の内実は，「当為」とその論拠が妥当であることを端的に表現した説となり得ている。他方で，問題点に対する「当為」とその根拠を明確化することで，妥当性を一層高めた「規範」（あるべき状況）が成立し得る。したがって，問題点に対する「目標仮説」と「規範」とは，その内容を同質化することが可能となる。そこで，「規範」としての「目標仮説」の正当性について演繹的考察を行うことによって「規範演繹的研究」が成立し，そこから必然的結論を得ることができる。かりに「目標仮説」が妥当であると結論付けられれば，「当為」とその論拠の正当性が示されたことになるのである（同上，２頁）。

そこで本稿以下では，宮本［2019］で提起された，公正価値評価制度に内在する問題，すなわち信頼性概念の排除により客観性に問題のある測定値のチェック機能が脆弱になることの問題に対し，当為とその根拠を明らかにしたうえで目標仮説を設定する。

3. 公正価値評価に係る会計基準

本節では，以上で説明された研究手段に沿い，わが国のおよびアメリカにおいて規定される，公正価値評価に係る会計基準を概観する。とくにここでは，測定値の信頼性欠如の問題が含まれるオプション取引に焦点を当て[3)]，これに関連する基準を確認する。

3.1　わが国におけるオプション取引の会計基準

3.1.1 「企業会計基準第10号」の公表以前の評価基準

金融派生商品であるオプションの取引につき，かつてわが国ではオフバランス取引と位置付けられ，貸借対照表に資産もしくは負債として計上されていなかった。売建オプションについては，取得したオプション・プレミアムを負債とするものの，売建オプションに係る損失は，その発生が不確実であるためそれに見合う金額を負債とせず，オフバランスとされた。そして，売手側の損失が受け取ったオプション・プレミアムを上回る超過額に対応する債務は，買い手側の権利行使に委ねられた一種の偶発債務として注記開示がされていた（古賀［1999］，54-55頁）。また，オプションの売建によって取得したプレミアムは，この偶発債務を負うことの対価として，当期の収益ではなく，オプション消滅時までの一種の経過項目として負債計上された（古賀［1999］，54-55頁）。

具体的な会計処理として，買建ての場合は借方に前渡金が資産計上され，売建ての場合は貸方に前受金が負債計上される。そして決算時においては，財務会計上の処理が行われない。買い手にとり，コール・オプション買建てにより資産に計上されるのは支払オプション料だけであり，実際に含み損益が発生していたとしても認識はされない。他方，コール・オプションの売り手の損益は，最もうまくいった場合でも負債の部に「前受金」として計上したオプション料を収益計上するに止まり，株価が上昇すれば無限の損失が生じる可能性がある。そこでわが国の「財務諸表規則」において，売建てオプション取引に係る含み損失が発生し，将来に損失をもたらす可能性があるものについて，偶発債務の注記を求めている。

3.1.2 「企業会計基準第10号」におけるオプション取引の会計処理

現在におけるわが国の金融商品の会計処理は，企業会計基準第10号において規定される。当該基準は，金融商品に関する会計処理を定めることを目的とし，資産の評価基準については「企業会計原則」に定めがあるが金融商品に関しては，この会計基準が優先して適用される（第１段）。

そして，オプションを含むデリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は，時価をもって貸借対照表価額とし，評価差額は，原則として，当期の損益として処理される（第25段）。設定の背景について，「デリバティブ取引は，取引により生じる正味の債権又は債務の時価の変動により保有者が 利益を得又は損失を被るものであり，投資者及び企業双方にとって意義を有する価値は当該正味の債権又は債務の時価に求められると考えられる。したがって，デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務については，時価をもって貸借対照表価額とすることとした。また，デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の時価の変動は，企業にとって財務活動の成果であると考えられることから，その評価差額は，後述するヘッジに係るものを除き，当期の損益として処理することとした」と説明されている（第88段）。

具体的な会計処理の事例は次のとおりである。

①2015年４月１日，株式を1,000円で購入できる権利（コールオプション）を買い建てた。オプション・プレミアムは100円であった。

（借方）　買建オプション　100　　（貸方）　現金　100

②2016年３月31日，株式の時価は1,100円，ブラック・ショールズ・モデルで算出されたオプション・プレミアムの推定価格は110円であった。

（借方）　買建オプション　10　　（貸方）　オプション差損益　10

③2016年10月１日に，株価が1,200円となったため，権利を行使した。

（借方）　現金　200　　（貸方）　買建オプション　110
　　オプション差損益　90

3.2　会計基準における「公正価値ヒエラルキー」の基準

3.2.1　FASB における「公正価値ヒエラルキー」の基準

会計計算のもとでの公正価値の定義につき，FASB では「測定日における市場参加者間の秩序のある取引において，資産を売却して受け取るかまたは負債を移転して支払う価格」（FASB［2006］par. 5）とされる[4)]。そして，SFAS 第157号において，公正価値測定の透明性および比較可能性の向上を目的に，測定に用いられる評価技法へのインプットを３つのレベル（レベル１・レベル２・レベル３）に序列化した「公正価値ヒエラルキー」が設定される。

レベル１のインプットは，同一の資産または負債に係る，報告主体が測定日においてアクセスすることが可能な活発な市場における相場価格である（FASB［2006］par. 24）。レベル２のインプットは，レベル１のインプットの枠内の相場価格以外のもので，活発な市場における同種の資産または負債に関する相場価格，および活発でない市場における同一・同種の資産・負債に関する相場価格である（ibid., par. 28）。また，金利，イールドカーブ，およびボラティリティも含むこともできる（ibid., par. 28）。そしてヒエラルキーが最も低いレベル３のインプットは，資産または負債の観察不能なインプットであり，観察可能なインプットが入手できない場合に限り用いられるものである（ibid., par. 30）[5]。

3.2.2　ASBJ における「公正価値ヒエラルキー」の基準

そしてわが国では，公正価値の定義につき「公正な評価額をいい，市場において形成されている取引価格，気配又は指標その他の相場（中略）に基づく価格」（ASBJ［2008］第６項）と ASBJ により規定される。また ASBJ はこれを踏まえ，平成21年に，公正価値評価の主要論点を検証した「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」（以下 ASBJ［2009］）を公表し，ここでの重要論点の一つに「公正価値ヒエラルキー」を挙げている[6]。

とくにそこでは，SFAS 第157号のような，公正価値の測定に適用する単一のヒエラルキーを規定するのではなく，個々の会計基準等で時価の算定方法を定めることがあらかじめ明記されている（ASBJ［2009］第72項）。したがって，金融商品の時価の算定は，金融商品会計基準および金融商品実務指針等に基づいて行われることになる。取引所に上場されている金融資産など「市場価格に基づく価額」以外の「合理的に算定された価額」については，（1）取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に，利子率，満期日，信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法，（2）対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法，（3）一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル（例えば，BS モデル，二項モデル等のオプション価格モデル）を用いる方法で算定される（日本公認会計士協会［2015］第54項）。

ただし ASBJ［2009］では，SFAS 第157号の３つの公正価値ヒエラルキーとの対比についても言及される。そこでは，上記（1）についてはレベル２のヒエラルキーであり，（2）および（3）についてはインプットの重要性に応じてレベル２またはレベル３のヒエラルキーに分類することが明示されている（ASBJ［2009］第76項）。

4. 低ヒエラルキーのインプットによる公正価値評価額の「信頼性」欠如と目標仮説設定

本節では，低いヒエラルキーのインプットによる公正価値評価額の信頼性欠如の問題について，これを「忠実な表現」へと代替したことの正当性如何を考察した先行研究を援用しつつ，その実質を顕現化させる。

4.1　低ヒエラルキーのインプットによる公正価値評価額の「信頼性」欠如の問題

第３節で示されたように，ASBJ［2009］では，BS モデルや二項モデルを評価技法とする測定値が，レベル２もしくはレベル３のヒエラルキーに分類されている。また FASB［2006］では，BS モデルによる評価のインプットであるボラティリティがレベル２に含まれている。さらに，当該インプットが観察される市場における活動の量とレベルによって公正価値測定値の調整が行われた場合には，測定値がレベル３になる場合もある（FASB［2006］par. 24）。

伝統的には，財務諸表において認識・測定される情報が，その蓋然性および測定可能性の相違にもかかわらず１つの測定値に収めて一元的に取り扱われていることから，新たな制度であるヒエラルキーの序列化は，蓋然性や測定可能性の相違を際立たせる考え方に立っていることが特徴的であるといえる[7)]。

そして，公正価値ヒエラルキーの制度においては，開示される測定額から測定対象の蓋然性および測定可能性を利用者が再現できない場合に，測定の信頼性を向上させるための詳細なガイダンスを加える役割，および測定値に含まれる蓋然性および測定可能性の追加的な情報を利用者に開示する役割が存在する（川村［2014］，46頁）。つまり，利用者に対し公正価値ヒエラルキーを採入れた情報が開示されれば，評価技法のインプットに起因して信頼性欠如の問題が生じる恐れがある会計測定値を特定できるわけである。

このような，インプットの序列化に基づく金融商品の測定は，会計の概念的枠組みに対し，多大に影響を及ぼしたと考えられる。ヒエラルキーのレベルが低いインプットによる公正価値測定においては，主観性が高く客観的でないことを IASB が自認し，これと連動する形で，概念的枠組みにおいて財務情報の質的特性を，従来の信頼性を忠実な表現に置き換えたと判断することができるのである（岩崎［2010］，103-104頁）。公正価値会計が IFRS の基本構造であるため，信頼性が低レベルであると考えられる測定値については，当該チェックを排除する必要があったと見ることができる[8)]。

他方，低いヒエラルキーのインプットによる公正価値評価額につき，これは作成者の見

積りに基づく推定値であることから，検証可能性についても，その問題が先行研究で指摘されている。レベル３の公正価値測定値は，ある時点での見積りを事後的に検証しようとしても，事後的に得られる結果が，過去に行った見積りの誤謬により生じたものか，その後の状況の変化に起因して生じたものかを区別することが不可能となる（川村［2014］46頁）。レベル３のインプットは作成者の判断により設定されることから，事後にこれを客観的な情報で測定検証することが困難となるのである。

さらに，簿記会計の観点から見ると，これは，取引に基づき客観的で検証可能な帳簿記録を基礎とするものであり，そこでの中心概念は信頼性にあると考えることができる（岩崎［2010］104頁）。したがって，財務報告の利用者が求めているのは，忠実な表現をした財務報告ではなく信頼性のある財務報告であり，信頼性のない財務報告であれば，その利用者を誤導する危険性が含まれることを想定する必要がある（岩崎［2010］，104頁）。

以上に挙げた見解から汲み取ることができる重要事項は，忠実な表現を全うした財務報告が今日の情報利用者のニーズを充足することを認めながらも，誤導への懸念を取り除くために，信頼性および検証可能性を除外すべきではないということである。信頼性および検証可能性の問題が顕著となる公正価値測定値として，二項定理やブラック・ショールズ・モデルなどの評価技法を用いて測定されたオプションの測定値，例えば，コール・オプションやプット・オプションなどの期末プレミアムの評価額が挙げられる。これらは，レベル２もしくはレベル３のインプットを用いた測定値であり，信頼性欠如の度合が大きく，情報利用者の意思決定に一定の制約を与える懸念が生じるものといえる。

4.2 「忠実な表現」による「検証可能性」の欠如の代替

以上のような，ヒエラルキーのレベルが低いインプットによる公正価値測定値が客観的でないという問題に対し[9]，IASB は，従来の「信頼性」に代えて，「忠実な表現」を財務報告の質的特性に採用してこれに応じている。さらに IASB は，質的特性の構成要素から「検証可能性」を排除し，「忠実な表現」が，会計測定値とそれが表現しようとする経済的現象の一致を第一義的に要求する質的特性であることを明確に打ち出している（藤井［2011］29頁）。

改訂概念フレームワークにおいて，「忠実な表現」への差し替えにより「検証可能性」が後退した事由につき，FASB/IASB［2010］（以下，改訂概念フレームワーク）では以下のように説明されている（FASB/IASB［2010］par. BC3.36）。

・忠実な表現に検証可能性を含めることは，容易に検証可能ではない情報を排除することにつながる。

・目的適合性を有する情報の提供において，重要であるが直接的検証できない見積り情報があり，これらが排除されると財務報告の有用性を低下させる可能性がある。

このような判断に基づき，改訂概念フレームワーク では，「検証可能性」を補強的な質的特性と位置付け，目的適合性と忠実性な表現が保たれるかぎりにおいてこれを最大化すべきとする（ibid., par. BC3.36）。すなわち，「忠実な表現」が第一義であり，そのもとで「検証可能性」を勘案しようと企図するものである。

さらには，「検証可能性」について，「直接的検証」と「間接的検証」という新しい概念を導入している。前者は，会計測定値を現実世界の経済的現象に依拠して直接的に検証するものであり，後者は，同じ会計方法に基づいてインプットの調査とアウトプットの再計算を行うことで検証するものである[10)]。直接的検証の場合には測定値が「忠実な表現」であることが確認できるが，間接的検証の場合には，これが「忠実な表現」の構成要素とはならない（徳賀［2008］26頁）。改訂概念フレームワークでは，検証可能性について，忠実に表現しようとしていることを利用者に確信させるのに役立つものとするが（FASB/IASB［2010］par. QC26），他方で明確には忠実な表現の構成要素に含めていない。つまり，間接的検証が達成できても忠実な表現であるとは限らず（減価償却や繰延費用など），逆に間接的検証が達成できなくても忠実な表現とすることが可能となる（Johnson［2005］p. 3）[11)]。

しかし，以上のような指向を有する改訂概念フレームワークに対しては，多くのコメントレターが寄せられ，とくに，忠実な表現は信頼性と同等でないこと，忠実な表現への差し替えは理解可能性の縮小を招くことなど，否定的見解が散見される（FASB/IASB［2007］pars. 56-57）。また ASBJ［2008］でも，検証可能性は信頼性を支える概念として会計数値のノイズや偏りを小さくする機能をこれまで果たしてきたこと，これが補強的特質に格下げとなれば会計数値の信頼性を低下させて意思決定有用性を減少させること，が問題点として指摘されている（ASBJ［2008］8-9頁）。

このように複数の問題点を含む「忠実な表現」であるが，これを第一義とする序列化が可能となるのは，その基底に据えられた資産負債アプローチの新しい位置づけであり，改訂概念フレームワークでは，たんに定義が何に依存するかを指示する会計観ではなく，どの情報が最も有用か，情報がどのように測定されるべきかの検討に対して規範的な指示を与える会計観として，当該アプローチを位置付けたためである（藤井［2011］，33頁）。そしてこうした位置付けの変更を象徴的に具現化したのが忠実な表現の論理的含意であり，それは，公正価値情報が報告実体の財政状態を忠実に表現するという規範的観点と見ることができる（同上，34頁）。

そして，改訂概念フレームワークにおいても，検証可能性に含まれる不備については一応勘案されており，そこでは「説明や将来予測的財務情報の中には，将来の期間まで検証が可能でないものもある。利用者がその情報を利用したいかどうかを判断するのに役立てるために，通常，基礎となる仮定，情報の収集方法，及びその情報の根拠となる他の要因及び状況を開示することが必要である。」と述べられている（FASB/IASB［2010］par. QC26）。

公正価値ヒエラルキーの役割として，開示される測定額から測定対象の蓋然性および測定可能性を利用者が再現できない場合に，測定の信頼性を向上させるための詳細なガイダンスを加える役割，および測定値に含まれる蓋然性および測定可能性の追加的な情報を利用者に開示する役割が存在する（川村［2014］，46頁）。すなわち，利用者に公正価値ヒエラルキーの情報が開示されれば，評価技法のインプットに起因して信頼性欠如の問題が生じる恐れがある会計測定値を特定できる。そこで，レベル３はもとよりレベル２のインプットによる測定値ついて，その性質を伝達するための追加な情報の開示が必要であり，評価技法やインプットに関する説明が求められることになる（川村［2014］46頁）。

５．おわりに　― 本研究の目標仮説の設定 ―

以上の考察により，低いヒエラルキーのインプットを用いた公正価値評価について，信頼性と検証可能性の点から情報利用者にとって必ずしも適正であるとは言えないものの，評価技法やインプットに関する説明を加えることで，当該欠如の緩和化が可能であることが示された。

上述のとおり，「忠実な表現」を第一の質的特性とすることが是認されたのは，資産負債アプローチが，概念フレームワークの基底に位置付けられたためである。そこでは，どの情報が最も有用か，情報がどのように測定されるべきかの検討に対し規範的な指示を与える会計観として，資産負債アプローチが適用される。そしてこうした位置付けの変更を具現化したのが「忠実な表現」の論理的含意であり，それは，公正価値情報が報告実体の財政状態を忠実に表現するという規範的観点と考えることができる。

わが国について見れば，欧米をはじめとする諸外国よりも永く収益費用アプローチが拠り所とされ，資産負債アプローチの制度への導入にはそもそも消極的であった。しかし今日では，保有する売買目的有価証券は言うに及ばず，オプションなどのデリバティブについても，公正価値評価による会計処理が行われている。そこでは，ヒエラルキーのレベルが低いパラメタをブラック・ショールズ・モデルや二項モデルにインプットしてオプション・プレミアムが測定され，財務諸表に誘導される。

このような制度変化については，原価会計に対する，相対的な公正価値会計の有用性が，広くわが国で受け入れられたと判断することができる。当初において欧米ほどに当該制度のメリットを感知していなかったが，何らかの要因がわが国の経済社会に対して作用し，結果としてそれらと同様の会計制度へ変化したと考えることができる。

第２節で説明されたように，会計研究においては，しばしば問題点に対する「当為」（いかにあるべきか）とその根拠の正当性を示すために「目標仮説」が設定され，これをもとに「規範演繹的研究」が行われる。

ここで，「規範演繹的研究」の「規範」とは，「かくあるべき」であることを示した命題である。他方で，問題点に対する「当為」とその論拠は，「規範」の要素となり得る。「目標仮説」には，「当為」とその論拠とが含意されており，「規範」と「目標仮説」とを同質のものとして捉えることが可能であるため，「規範演繹的研究」で示された結論の如何によって，「目標仮説」の正当性を判断することができる。

そこで，事実として，わが国の会計制度が原価会計から公正価値会計へと変化したことを鑑みれば，たとえ「信頼性」と「検証可能性」を犠牲にしても，会計情報の利用者にとっては公正価値会計情報の方が有用であったと考えることが可能である。したがって，金融（派生）商品に対する公正価値評価が「当為」である。その論拠は，経済的実質としての資産の評価額の表示により，原価会計情報との比較において，投資意思決定に有用な情報が得られることである。そして，このことの正当性を検証するためには，次のような目標仮説を設定することができる。

（目標仮説）

社会的要因の存在により，企業への資金提供者にとっては，原価会計よりも公正価値会計の方が，意思決定に有用な情報を獲得することができる。

そこで以降の研究においては，「規範演繹的研究」によって，この目標仮説の正当性を検証していく。

注

1）FASB［1980］によれば，検証可能性とは「測定者間の合意を通じて，情報が表現しようとするものを表現すること，または選択された測定方法が誤謬または偏向なく使用されることを保証する能力」と規定される（FASB［1980］Glossary of Terms）。

2）「規範演繹的研究」においては，精度が高い演繹的推論が要求され，「規範帰納的研究」では，

事実の観察に対する科学性の具備が要件となる（徳賀［2012a］，１頁）。

3）今日の財務会計において，制度的および理論的に最も重要な課題として，金融（派生）商品をめぐる公正価値会計の導入の問題がある（石川［2000］，59頁）。

4）FASB は，SFAS 第157号に先立って SFAS 第107号「金融商品の公正価値の開示」を1991年に公表している。ここにおいて金融商品の公正価値を「取引する意思のある当事者間において，（中略）成立する現在の取引において交換することが可能な額」と規定している（FASB［1991］par. 5）。

5）なお，レベル３のインプットを用いる場合でも，市場参加者の観点からの出口価格を算定するという公正価値測定の目的は変わらないため，プライシングに際して市場参加者が用いるであろう仮定に関して報告企業自身の見積りを反映することが要求される（ただし，市場参加者の仮定に関する情報を合理的に入手することができる場合は，それを無視してはならない（FASB［2006］par. 30）。

6）ASBJ［2009］では，今日の公正価値評価の主要論点として「公正価値の概念」，「公正価値の測定方法」および「公正価値測定に関する開示」の３つを挙げる。そして測定方法について，「公正価値のヒエラルキー」と「市場が活発でなくなった場合における公正価値測定」の２論点に焦点を当てている。

7）これに対し，将来のキャッシュ・フローの分布を現在価値に変換して貸借対照表において認識する場合は，当該分布の形状に相違があっても，一定のリスク調整の手続きを加えることによって，当該分布は１つの測定値に集約される（川村［2014］，46頁）。

8）信頼性の忠実な表現への置換えにより，２重のトレード・オフ関係（目的適合性と信頼性とのトレード・オフ関係および忠実な表現と検証可能性とのトレード・オフ関係）の双方を解消し，信頼性ないし検証可能性のチェックを受けない目的適合性および忠実な表現を重視した財務報告情報の質的特性となっている（岩崎［2010］，104頁）。

9）徳賀［2012］によれば，測定手法において同程度に信頼のおける方法が複数存在し，かつ，いずれの手法においてもインプット変数の選択が経営者に委ねられているので，評価の際に経営者の裁量が入りやすく，公正価値評価が投資意思決定支援機能の低下をもたらすおそれがある（徳賀［2012］173頁）。

10）測定値の検証について，市場性のある有価証券の市場価格のように，測定値が忠実な表現であるかを直接的に確認することが可能な直接的検証と，減価償却費のように，インプットおよびこれを利用した測定プロセスの確認によって測定値の適切性を検証する間接的検証とがある（Johnson［2005］p. 3）。直接的検証では，会計測定値を現金有高，有価証券の市場価格のような現実世界の経済的現象に依拠して直接的に検証する。他方間接的検証では，配分によって決定された棚卸資産計上額や減価償却費の帳簿記録に依拠した検証など，同じ会計方法に基づいて，インプットの調査とアウトプットの再計算を行うことで検証する（ibid., p. 3）。

11）Johnson は，直接的検証は測定者のバイアスと測定バイアスの両方を最小化する性質を持つのに対し，間接的検証は測定者のバイアスだけを最小化する性質を持つのみで，表現しようとする経済的現象と対応しない測定値を会計方法がもたらすならば，間接的に検証された測定値は信頼性を欠くと考える（Johnson［2005］p. 3）。

参　考　文　献

石川純治［2000］『時価会計の基本問題－金融・証券経済の会計』中央経済社.

岩崎勇［2010］「IFRS 導入と公正価値会計の浸透」『国際会計研究学会臨時増刊号2010年度』, 95-108頁.

川村義則［2014］「アメリカにおける展開」北村敬子編『財務報告における公正価値測定』中央経済社.

古賀智敏［1999］『デリバティブ会計　第２版』森山書店.

徳賀芳弘［2008］「『信頼性』から『忠実な表現』へ変化の意味」友杉芳正・田中弘・佐藤倫正編『財務情報の信頼性会計と監査の挑戦』税務経理協会.

――――［2012a］「規範的会計研究の方法と貢献」日本会計研究学会第71回全国大会統一論題報告資料.

――――［2012b］「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』2012.7.

日本会計基準審議会［2008］「公開草案「財務報告の概念フレームワーク改訂案 第１章 財務報告の目的及び第２章 意思決定に有用な財務報告情報の質的特性及び制約条件」に対するコメント」企業会計基準委員会.

――――［2009］「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」企業会計基準委員会.

日本公認会計士協会［2015］「金融商品会計に関する実務指針」会計制度委員会報告第14号.

藤井秀樹［2011］「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第204巻第１号, 17-40頁.

FASB［1980］SFACNo. 2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB, 平松一夫・広瀬義州訳［2002］『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社.

――――［1991］SFAS No. 107, *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, FASB.

――――［2006］SFAS No. 157, *Fair Value Measurements*, FASB.

FASB/IASB［2007］*Comment Letter Summary*, IASB Agenda paper 3A, FASB MEMO#49.

――――［2010］SFACNo. 8, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, SFAC No. 8; IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*.

Johnson［2005］“Relevance and Liability”, *The FASB Report*, February 28, 2005.